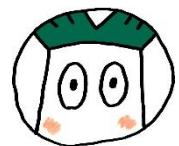


岐南町から転出される方へ



マイナポータル（ぴったりサービス）で転出届を出した方

マイナポータル（ぴったりサービス）で転出届を出した方は転出証明書が交付されません。岐南町での手続き後、**マイナポータルから【完了】の通知がされますので、マイナンバーカードを持参し、転入の手続きを行ってください**（転入先でワンストップによる転出であることを伝えてください）。

※申請状況についてはマイナポータルの申請状況照会からもできます。

※申請するだけでは転入できませんので、町での手続き（審査）が完了するまでお待ちください。

・その他手続き一覧（手続きがお済かどうか今一度ご確認ください）

手続名	手続きの概要	備考	担当課
印鑑登録	転出（予定）日以降は、自動的に廃止されます。	必要に応じて転入先の自治体で、印鑑登録の手続きをしてください（持ち物については転入先で確認してください）。	住民課
住民基本台帳カード	岐南町での手続きは特にありません。（公的個人認証サービスの電子証明書は自動的に失効されます。）	転入先の自治体で継続利用の手続きをしてください。 ※現在は新規発行していません。	
マイナンバーカード（個人番号カード）	岐南町での手続きは特にありません。	転入先の自治体で継続利用の手続きをしてください。 ※継続利用をしないと失効します（再発行する場合は有料）	
国民健康保険（被保険者）	資格確認書を必ず返却してください。 転出日以降は使用できません。	転入先の自治体窓口で、改めて加入手続きをしてください。	
国民年金（加入者）	転出時点での手続きはありません（国外への転出を除く）。	必要に応じて、基礎年金番号がわかるもの、本年度の保険料の領収書等を持参の上、転入先の自治体で加入登録してください。	
介護保険	被保険者証を返却してください。転出日をもって資格が喪失します。 介護認定を受けている方は『受給資格証明書（転出者用）』をお渡しします。	介護認定を受けている方は、転入先の自治体で転入日から14日以内に登録手続きをしてください。	保険年金課
後期高齢者医療	・転入先が県内の場合、岐南町の資格確認書を転入先へ提出してください。 ・転入先が県外の場合、岐南町の負担区分証明書を転入先へ提出してください。	転入先の自治体で、改めて加入手続きをしてください。 【県内へ転出の方】転入先の自治体で、岐南町の資格確認書を回収します。転入の手続きの際、資格確認書を持参して下さい。 【県外へ転出の方】転出の手続きの際、資格確認書を岐南町へ必ず返却して下さい。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の手当を受給されていた方は廃止手続きをしてください。		
福祉医療	岐南町で交付した受給者証は転出日以降、使用できません。転入先の自治体で交付された受給者証を使用してください。	マイナ保険証等（※）を持参の上、転入先の自治体窓口で、改めて受給の手続きをしてください。 ※マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ	福祉課

手続名	手続きの概要	備考	担当課
予防接種	転出後、予診票は使用できません。	転入先の自治体窓口に残りの予診票、母子健康手帳を持参し、交換の手続きをしてください。	健康推進課
妊産婦健診 新生児聴覚検査 1か月児健診	転出後、受診票は使用できません。	転入先の自治体窓口に残りの受診票を持参し、交換の手続きをしてください。	
児童手当	電子申請（ぴったりサービス）にて『児童手当受給事由消滅届』を提出してください。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	
児童扶養手当	児童扶養手当証書の返却、および転出の手続きをしてください。 ※オンラインによる手続きはできません。ご来庁が必要です。	転入先の自治体窓口で住所変更の手続きをしてください。	こども安心課
保育施設	保育施設に退園届を提出してください。		
幼児教育無償化 (幼稚園等)	転出の手続きをしてください。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	
町立小中学校 から転校	在学している町立小中学校で転校手続きをし、下記の書類の交付を学校で受けてください。 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を持参し、転校先の学校及び教育委員会で手続きしてください。 手続きについては、転校先の市町村教育委員会へお問い合わせください。	二町教育委員会
	下記の物品を借りている場合は、在学している町立小中学校に返却してください。 ・ICタグ（通学安全システム） ・タブレット ・Wi-Fiルーター		こども学び課
原動機付き 自転車の ナンバー交付	ナンバープレート、『標識交付証明書』 『本人確認書類』を持参の上、廃車手続きをしてください。	転入先において再度、使用する場合は、印鑑、自賠責保険証書、「廃車証明書」を持参の上、登録手続きしてください。 ※郵送にて廃車手続きをされる場合は左記書類に加え、切手貼付済みの返信用封筒を税務課宛てに送付ください。	税務課
防災無線機の 返却	防災無線の本体、電源コードなど貸与したもの必ず返却してください。		くらし安全課
水道料金 下水道使用料	転出予定日の1週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターへご連絡ください。	岐南町水道料金事務センター 岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階 西 ☎058-259-3700 受付時間 平日8:30～17:15まで (年末年始を除く)	上下水道課

【住民税（町県民税）について税務課からのお知らせ】

住民税は、その年の1月1日現在の居住地で課税されますので、1月2日以降岐南町から転出されてもその年の住民税は、岐南町に納付いただくことになります。それに伴い、転入先の自治体では所得証明や納税証明などの各種証明書は発行できませんのでご注意ください。

また、転出された時点でコンビニ交付サービスの利用ができなくなりますので、各種証明書が必要な方は、お手数をおかけしますが岐南町役場の税務課窓口での発行または郵送により請求ください。

郵送による請求方法についてはWebで「ぎなんねっと 1629」と検索し、「税務証明交付申請書」をご覧ください。

【新しい住所地への転入手手続きについて】

転入届は、新しい住所地に住み始めてから **14日以内**に、下記の持ち物を用意して転入先の自治体で手続きをしてください。（下記に提示する持ち物は一般的なものです。個人の条件（国保加入やお子様の有無）によって変わる場合があります。事前に転入先の自治体へのお問い合わせをオススメします。）

- ・マイナンバーカードおよび暗証番号（お持ちの方のみ／異動される方全員）

上記の他、世帯主の委任状や印鑑が必要になる場合があります。

【コンビニ交付についてのお知らせ】

岐南町に本籍がある方が岐南町以外に引っ越しをされた場合でも、事前登録（利用登録申請）をすればコンビニで戸籍謄抄本を取得することができます。新しい自治体で継続利用（マイナンバーカードを転入先でも使用する手続き）後に登録申請が可能になります。

※登録までに申請から5営業日ほどかかります。

岐南町での手続きは、すべて終了されましたか？

岐南町での手続きは、すべて終了されましたか？

- ・転出を取りやめるときは、マイナポータル上で転出取消の手続きをして下さい。
- ・「介護保険受給資格証明書（更新手続用等）」等をお持ちの方は保険年金課で手続き後、返却してください。
- ・転出入の届出だけでは、本籍地などの戸籍の異動はしませんので、別途転籍届の提出（転入先で届出も可能）が必要となります（異動が必要な方のみ）。
- ・転出者が、国民健康保険加入者の場合は、国民健康保険税額が届出の翌月に変更となります（世帯主に通知します）。

岐南町役場【各課直通ダイヤル】

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

1階	住民課 tel.058-247-1333	健康推進課 tel.058-247-1321
	福祉課 tel.058-247-1348	こども安心課 tel.058-247-1344
	地域包括支援センター tel.058-247-1312	
2階	税務課 tel.058-247-1397	こども学び課 tel.058-247-1395
	まちづくり推進課 tel.058-247-1370	保険年金課 tel.058-247-1341
3階	総務人事課 tel.058-247-1331	財務課 tel.058-247-1394
	企画広報課 tel.058-247-1335	
4階	建設課 tel.058-247-1332	上下水道課 tel.058-247-1371
	くらし安全課 tel.058-247-1360	
中央公民館	生涯学習課 tel.058-247-1334	
保健相談センター	こども家庭センター tel.058-214-3533	